（有料インターネット活用業務勘定）
（事業収支）
［表略］
（資本収支）
［表略］
（受託業務等勘定）
（事業収支）
［表略］
［注１　略］
注２　事業収支差金及び資本収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。
注３　事業収支差金及び資本収支差金の不足があるときは、その補塡の方法（法第73条の２第２項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行つたときは、その旨）を欄外に記載すること。
［注４・注５　略］
注６　法第73条の２第２項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行つたときは、その旨を欄外に記載すること。
注７　［略］

別表第五号（第六十条関係）

［一～九　略］
（注）
［一～九　略］
［削る］

十　［略］
十一　［略］
十二　［略］

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号
法人番号
（注　1）

（有料インターネット活用業務勘定）
（事業収支）
［表同左］
（資本収支）
［表同左］
（受託業務等勘定）
（事業収支）
［表同左］
［注１　同左］
注２　事業収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。
注３　事業収支差金が不足し、又は繰越不足があるときは、その補てんの方法を欄外に記載すること。

［注４・注５　同左］
［新設］

注６　［同左］

別表第五号（第六十条関係）

［一～九　同上］
（注）
［一～九　同上］
十　この表において「コミュニティ放送」とは、一の市町村の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。）における需要に応えるための放送をいう。
十一　［同上］
十二　［同上］
十三　［同上］

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号